



令和4年6月1日

福生市 定例記者会見資料

資料 3-2

～市独自の支援制度で人道的支援を～

ウクライナからの避難民への支援制度を創設しました

福生市では、日本へ避難してきたウクライナの方々に対し、市営住宅の無償提供や一時金給付等の支援制度などの、独自の支援制度を4月28日付で正式に創設しました。今後、支援を希望されるの方々に対し、国や東京都と連携して支援を行います。

なお、令和4年5月末時点での支援実績は1名です。

■主な支援内容

(1) 住宅支援

市営住宅の無償提供（最大3戸）

(2) 生計支援

支援事項	支援内容	支援対象
一時金	1世帯10万円	福生市に住民登録をした避難民の世帯
生活支援金	国の基準等を参酌して算出した額	上記1の市営住宅に入居の方

(3) 社会活動支援

支援事項	支援内容
通訳	通訳機器の貸与等
健康管理	健康チェック、心身ケア等
福祉・教育	生活困窮支援、高齢者支援、子ども支援、学校教育の提供等
その他	各種手続きに係る支援等

※対象者の世帯構成、健康状態等を考慮し、必要と認められる支援を行うものとします。

■支援状況（令和4年5月末時点）

現在、1名の方が市内の親族宅へ住民登録をされたため、自動通訳機器を貸与するとともに、一時金を支給予定です。

【問合せ】企画調整課企画調整担当 ☎042-551-1528